

19. 那覇市議会業務継続計画(議会BCP)(「目次」「参考」除く)

1 目的

那覇市議会業務継続計画(以下「本BCP」という。)は、那覇市全域及び市役所機能に激甚な災害等が発生し、若しくは発生すると予想され、那覇市災害対策本部等(以下「市本部等」という。)が設置される場合において、市本部等と連携を図り、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うことを目的に策定する。

※ BCPとは、Business Continuity Plan(業務継続計画)の頭文字をとったもの。

※ 本BCPは、本会議、委員会等がおおむね平常通り開催できるようになるまでの期間における議会、議員等の役割や具体的な取組等について定めた計画。

2 本BCPにおいて想定する災害等

本BCPにおいて想定する災害等は、市本部等が設置され、市の全職員が配備要員となる那覇市地域防災計画の第3配備体制(以下「第3配備体制」という。)となるものとし、次の表のとおりとする。

災害等の種別	災害等の主な内容、目安等
自然災害	地震、津波、暴風、豪雨、洪水、土砂災害等の災害により、市全域等に激甚な被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	大規模な火災等の事故、新型インフルエンザ等の感染症、原子力事故、テロ等により、市全域等に激甚な被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

(参考：那覇市災害対策本部(市本部)の配備体制(抜粋))

※ 災害等が発生した場合において議会が果たすべき役割や行動は、市の災害対応と極めて高い関係性を有し、相互補完する形であることから、本BCPにおいて想定する災害等については、市における地域防災計画に基づく災害

対策本部や国民保護計画に基づく那覇市国民保護対策本部及び那覇市緊急対処事態対策本部が設置される災害基準を概ね準用するものである。

3 議会の役割

- (1) 議会は、本BCPにおいて想定する災害等のうち、市本部等が設置され、第3配備体制となる災害等が発生した場合は、遅滞なく「那覇市議会災害対策連絡本部」（以下「議会本部」という。）を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害対策活動を行うための体制整備を行う。
- (2) 市本部等が、迅速かつ適切な災害対応に専念できるようにするため、必要な協力・支援を行う。
- (3) 復旧・復興に向け、必要な事項について、速やかに審議する。
- (4) 市と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して、要望活動等を行う。

4 議員の役割

- (1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- (2) 市本部等が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報等を議会本部宛に原則としてメールで提供する。なお、当該情報等は、市本部等に直接提供せず、連絡も行わないものとする。
- (3) 議会本部から提供があった情報を市民に提供する。

5 議会事務局の役割

市本部等が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して、速やかに次に掲げる災害対応業務に当たるものとする。なお、災害が勤務時間外に発生した場合には、速やかに議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

- (1) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。
- (2) 議会事務局職員の安否を確認する。
- (3) 議員の安否を確認する。
- (4) 本庁舎4階の被災状況を確認する。
- (5) 議会本部の開催を準備し、事務の補佐を行う。
- (6) 市本部等との連絡体制を確保し、災害関係情報を収集・整理する。
- (7) 市本部等から要請があった場合は、議場、委員会室等を市本部等に開放する。
- (8) 本庁舎4階の被災状況によっては、本会議、委員会、議会本部等の開催

場所を確保する。

6 那覇市議会災害対策連絡本部(議会本部)の開催要件、組織、役割等

(参考：那覇市議会災害対策連絡本部要綱 参照)

議長は、第3配備体制となる災害等が発生した場合、遅滞なく、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者をもって組織した議会本部を開催する。ただし、第3配備体制とならない場合においても、議会運営委員会及び各派代表者会議が開催できず、議長が必要と認める場合においては、開催することができる。

※ 議会本部は、議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間における地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項及び那覇市議会会議規則(昭和47年議会規則第3号)第166条第1項の規定による議会の運営に関し協議又は調整を行うための場とする。

(1) 議会本部の統括・代理順位

議長は、議会本部を代表し、その事務を統括する。なお、議長が不在時の代理順位は、次のとおりとする。

- ア 第一順位 副議長
- イ 第二順位 議会運営委員会委員長
- ウ 第三順位 会派代表者のうち年長の議員

(2) 議会本部の所掌事務

議会本部は、次に掲げる事務を行う。

- ア 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- イ 本会議、委員会等の開催準備の調整のほか議会機能回復に向けた対応協議に関すること。
- ウ 市本部等から提供があった情報を議員に提供すること。
- エ 議員等から収集した情報を整理し、市本部等に当該情報を提供すること。
- オ 議会が、国、県その他の関係機関に対して要請活動等を行うための内容を検討すること。
- カ 市本部等からの要請に関すること。
- キ その他議長又は(1)の代理者が必要と認めること。

7 災害時における議会及び議員の行動

(1) 災害等の発生時(発災から3日(日数は目安。以下同じ。))

ア 本会議又は全員協議会が、開催中の場合

- (ア) 議長は、直ちに本会議又は全員協議会(以下「本会議等」という。)を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- (イ) 議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議等を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければならない。
- (ウ) 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

イ 委員会が開催中の場合

- (ア) 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保した上で、委員会における被災状況を議長に報告する。
- (イ) 委員長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の委員会を閉じることができる。

ウ 本会議等若しくは委員会が開かれていないとき又は議員自身が登庁していない場合

- (ア) 議員は、災害が発生した場合は、議会本部からの連絡があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- (イ) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否、その居所及び連絡先を市議会事務局に連絡する。
- (ウ) 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等のできる限り協力する。ただし、議長から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

エ 委員会等、公務による視察(出張)を行っている場合

- (ア) 視察団の責任者(委員長又は会派代表者)は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長に報告する。
- (イ) 視察団の責任者(委員長又は会派代表者)は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰市(市内視察にあっては帰庁)する。
- (ウ) 議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し、視察の終了及び帰市又は帰庁を命ずることが

できる。

オ 議長が出張中の場合

(ア) 原則として、前記エと同様の対応とする。

(イ) 議長が出張中のときは、帰市若しくは帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

カ 議会本部の開催

(ア) 議長は、議会本部を招集する。

(イ) 議会本部の開催等については、タブレットの議会ファイリングシステム、メール等を使用し、全議員に周知する。

(2) 応急活動期(発災から 4～10 日)

ア 発災時から継続して、市本部等と連携し、議会本部で収集・整理した情報を市本部等へ提供するとともに議員へ情報提供をする。

イ 議会本部の今後の取組みや日程等について、検討を始める。

(3) 復旧活動期(発災から 11 日目以降)

ア 議会本部は、応急活動期から継続して、市本部等と連携する。市本部等の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市本部等に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を受ける。

イ 議会開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。

ウ 臨時会等が開催された場合は、災害対策及びその必要経費等を速やかに審議する。

エ 迅速な復旧・復興の実現に向け議会本部で、検討・調整した内容について、国、県その他の関係機関に対し、要望するなどの活動を行う。

オ 議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう、議会として、必要に応じ提案、提言及び要望等を行う。

8 災害発生時における連絡体制

(1) 安否確認等

本 B C P が対象とする災害が発生し、議会事務局から安否確認メールが届いた場合、議員は、速やかに、自身の安否、居所、連絡先等を返信する。

(返信先：G-GIJI001@city.naha.lg.jp)

なお、メール等の使用が制限され、又は、携帯電話が使用不能な場合は、固定電話又はFAX等を使用し、市議会事務局議事管理課（電話 098-862-8153、FAX098-862-8296）に連絡するものとする。

(2) 議会本部からの情報提供

市本部等から提供された情報又は議会本部に集約された情報については、全議員へタブレットの議会ファイリングシステムや登録の携帯電話等へのメール等により、少なくとも1日1回は提供する。

(3) 登録メールアドレスの変更等について

議員は、登録メールアドレスを変更・削除する場合は、その都度、議会事務局にその旨を連絡するものとする。

